

2024年5月24日

## 商業登記における代表取締役等住所非表示措置の創設

弁護士 盛里 吉博 / 弁護士 野村 直弘

### Contents

- I. はじめに
- II. 現行の商業登記制度における代表取締役等の住所の取扱い
  - 1. 登記事項
  - 2. 登記事項証明書等における表示
- III. 本措置が創設された経緯
- IV. 本措置の概要
  - 1. 本措置の開始
    - (1) 本措置の要件
    - (2) 登記官の判断
  - 2. 本措置が講じられた場合の取扱い
    - (1) 住所の一部の非表示
    - (2) 同一の住所の登記申請における本措置の継続
    - (3) 利害関係者による閲覧
  - 3. 本措置の終了
- V. 実務への影響

### I. はじめに

2024年4月16日、商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号。以下「本省令」という。)が公布され、代表取締役等住所非表示措置(以下「本措置」という。)が創設された<sup>1</sup>。本措置は、

<sup>1</sup> 法務省ホームページ([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00210.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html))、2024年5月17日最終閲覧(以下、本ニュー

一定の要件の下で、株式会社の申出があった場合に限り、株式会社の代表取締役、代表執行役(指名委員会等設置会社の場合)または代表清算人(清算株式会社の場合)(以下、これらを総称して「代表取締役等」という。)の住所のうち行政区画以外のものを、登記事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービス(以下「登記事項証明書等」という。)に表示しないことを認めるものである。

本省令は 2024 年 10 月 1 日から施行され、本措置も同日より運用が開始される予定である。

以下では、現行の商業登記制度における代表取締役等の住所の取扱いや本措置が創設された経緯を簡単に確認した後、本措置の概要を概説し、実務への影響を述べる。

## II. 現行の商業登記制度における代表取締役等の住所の取扱い

### 1. 登記事項

現行の商業登記制度において、代表取締役等の氏名と住所は登記事項とされている(会社法 911 条 3 項 14 号、23 号ハ、928 条 1 項 2 号)。取締役、執行役または清算人については氏名を登記すれば足りるが(同法 911 条 3 項 13 号、22 号イ、23 号ロ、928 条 1 項 1 号)、代表取締役等については氏名とともに住所も登記する必要がある。

商業登記は、会社を含む商人をめぐる関係経済主体間の利益調整を目的とする制度である。登記により公示される範囲が広くなれば、会社は信用を確保でき、一般公衆も安心して会社と取引できる一方で、会社の営業秘密等の保持が困難となり、一般公衆も、登記された事項については知らなくても対抗されるという不利益を受ける。そのため、何を登記事項とするかについては高度の政策判断を要する<sup>2</sup>。

代表取締役等は、会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有し(会社法 349 条 4 項、420 条 3 項、483 条 6 項)、誰が代表取締役等であるかという情報は会社と一般公衆の双方にとって重要であるため、登記事項とされるが、住所まで登記が要求されるのは、会社や代表取締役等に対して訴訟を提起する場面で一定の意義を有することによる<sup>3</sup>。民事訴訟において、訴状は原則として被告の住所に送達されるが(民事訴訟法 103 条 1 項)、会社に事務所・営業所がない場合、会社の普通裁判籍は代表者等の住所により定まるため(同法 4 条 4 項)、会社を被告とするときでも、代表取締役等の住所を確認すべき場合がある。

### 2. 登記事項証明書等における表示

登記事項証明書(登記簿に記録されている事項を証明した書面)や登記事項要約書(登記簿に記録されている事項の概要を記載した書面)は、手数料を納付すれば誰でも交付を請求できる(商業登記法 10 条 1 項、11 条、商業登記規則 18 条～20 条)。また、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」に基

---

スレーターで引用するウェブサイトについて同じ。)

<sup>2</sup> 以上につき、鴻常夫『商法総則(新訂第 5 版)』(弘文堂、1999)227 頁、森本滋編『商法総則講義(第 3 版)』(成文堂、2007)139～140 頁、森本滋＝山本克己編『会社法コンメンタール 20』(商事法務、2016)179～180 頁[行澤一人]等を参照。

<sup>3</sup> 森本＝山本編・前掲(注 2)272 頁[松井秀征]、竹林俊憲編著『一問一答 令和元年改正会社法』(商事法務、2020)270 頁。

づく登記情報提供サービス<sup>4</sup>を利用すれば、有料で、登記所が保有する登記情報をインターネットから確認することもできる。こうして、現在、登記された代表取締役等の住所は、誰でも知ることができる状態になっている。

なお、これらとは異なり、登記簿の附属書類(登記を申請した際の登記申請書や添付書面等)は、一般に公示されるものではないが、附属書類の閲覧について利害関係<sup>5</sup>を有する者は、手数料を納付して、閲覧を請求できる(商業登記法 11 条の 2)。その申請書には、請求の目的として、閲覧しようとする部分、当該部分について利害関係を明らかにする事由等、一定の事項を記載するとともに、利害関係を証する書面等の一定の書面を添付する必要がある(商業登記規則 21 条)。閲覧は登記官の面前で行う(同規則 32 条 1 項)。

### III. 本措置が創設された経緯

上記 II. のような現行の制度は、代表取締役等の住所が公示される点につき、代表取締役等の個人情報・プライバシーの保護の観点から、これまでも制度の妥当性が議論されてきた。

近時では、令和元年改正会社法について検討された法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会において、株式会社の代表者の住所を登記事項から削除し、または閲覧を制限する規律を設けることが検討されたが、意見が一致せず、同改正法の要綱案には盛り込まれなかった<sup>6</sup>。もともと、当該要綱案が決定された同部会の第 19 回会議(2019 年 1 月 16 日開催)では、附帯決議がなされ、その第 2 項として、(1)株式会社の代表者がいわゆるドメスティック・バイオレンスの被害者等である場合に申出によりその住所を登記事項証明書に表示しない規律、(2)登記情報提供サービスでは株式会社の代表者の住所を提供しない規律<sup>7</sup>を設ける必要性が示された<sup>8</sup>。

これらのうち(1)の規律は、2022 年に商業登記規則等の改正により創設され(同規則 31 条の 2 の新設)、既に同年 9 月 1 日から施行されているが<sup>9</sup>、(2)の規律は、当該改正の際にも創設が見送られた<sup>10</sup>。

その後、具体的な検討の過程は明らかでないが、商業登記制度を所管する法務省が本省令の案を検討・作成し<sup>11</sup>、2023 年 12 月 26 日から 2024 年 1 月 25 日の間に意見募集(パブリック・コメント。以下「本件意見募集」という。)が行われた。そして、同年 4 月 16 日、本件意見募集の結果として、寄せられた意見の概要および法務省の考え方(以下「パブコメ回答」という。)が公表され<sup>12</sup>、本省令が公布された。結果的に創設された本措置は、下記 IV.1(1)で述べる要件からも明らかなように、上記の附帯決議第 2 項(2)の規律とは異なる内容となった<sup>13</sup>。

---

<sup>4</sup> <https://www1.touki.or.jp/>

<sup>5</sup> 事実上の利害関係ではなく、当該登記がなされたことについての法律上の利害関係が必要であると解されている(神崎満治郎ほか編著『論点解説 商業登記法コンメンタル』(金融財政事情研究会、2017)35 頁)。

<sup>6</sup> 竹林編著・前掲(注 3)270 頁。

<sup>7</sup> システム上、特定の株式会社についてのみ一部の登記事項に関する情報を提供しない取扱いとすることは困難であるため、少なくとも当面の間は、株式会社の代表者の住所に関する情報を一律に提供しないものとするのが検討されていた(竹林編著・前掲(注 3)276 頁)。

<sup>8</sup> <https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900391.html>

<sup>9</sup> [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00166.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00166.html)

<sup>10</sup> (2)の規律もこの改正案には含まれていたが、意見募集において反対意見が多く寄せられたことによるようである(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000239844>)。

<sup>11</sup> パブコメ回答(後述)No.23 を参照。

<sup>12</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000273035>

<sup>13</sup> なお、パブコメ回答 No.19 では、「本改正は法制審議会における検討内容等も踏まえ、代表取締役等の住所の役割とプライ

## IV. 本措置の概要

### 1. 本措置の開始

#### (1) 本措置の要件

本省令により、本措置について規定する商業登記規則 31 条の 3 が新設された。

同条 1 項によれば、以下の登記の申請をする者は、本措置を講じるよう申し出ることができる。

- (a) 株式会社の設立の登記
- (b) 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記
- (c) 代表取締役・代表執行役の就任または住所変更による変更の登記
- (d) 清算人の登記
- (e) 代表清算人の就任または住所変更による変更の登記

上記の申出の際には、所定の書面を添付する必要がある。この書面は、当該登記に係る株式会社が上場会社(金融商品取引法 2 条 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社)であるか否かにより異なり、また、既に本措置が講じられている場合には一部省略される(下表を参照)。

(表)添付書面の概要

	添付書面の内容	添付書面の要否	
		本措置が講じられていない場合	既に本措置が講じられている場合
上場会社以外 <sup>14</sup>	①資格者代理人(登記申請を業として代理する者)が当該株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面 <sup>15</sup> または当該株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便等により送付されたことを証する書面	○	×
	②代表取締役等の氏名・住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(例:住民票の写し等)	○	○
	③資格者代理人が法令に基づき確認した当該株式会社の	○ <sup>17</sup>	×

バシーの保護のバランスを図ったもの」と説明されている。

<sup>14</sup> 登記申請が資格者代理人により行われない場合であっても、①～③の書面の添付は必要であるが、資格者代理人により行われる場合は、申出者である株式会社の負担を軽減するため、①および③の書面については資格者代理人が作成した書面でもよいこととされている(パブコメ回答 No.5 を参照)。②の書面については、登記申請が資格者代理人により行われるか否かによって差異は生じない(パブコメ回答 No.29 を参照)。

<sup>15</sup> この書面の詳細については、今後、通達により明らかにされる予定である(パブコメ回答 No.28)。

<sup>17</sup> ただし、株式会社が一定期間内に実質的支配者リストの保管の申出をしている場合は不要である。この申出の制度については、法務省ホームページ([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html))を参照。

	実質的支配者の本人特定事項を記載した書面その他の当該株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面 <sup>16</sup>		
上場会社	株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面	○	×

上記の要件を踏まえると、特に以下の点に留意する必要がある。

- 本措置は、**申出があった場合に限り講じられる**ものである。申出もなく一律に代表取締役等の住所を非表示にする制度ではない<sup>18</sup>。
- 本措置の申出の主体は、あくまで株式会社である。代表取締役等には独自の申出権はない。また、**株式会社以外の法人は、本措置の対象とならない**<sup>19</sup>。
- 本措置の申出は、上記(a)～(e)の**登記を申請する際(すなわち、代表取締役等の住所が登記されまたはその変更が登記される際)に同時に行う必要がある**。
- 既に住所が登記されている代表取締役等が、上記(a)～(e)の登記申請とは無関係に本措置の申出のみを行うことは認められない<sup>20</sup>。また、本措置が講じられるのは、上記(a)～(e)の登記申請により記録される住所に限られ、当該申請とは無関係に**過去に登記された住所については、本措置の対象とならない**<sup>21</sup>。
- 本措置は、代表取締役等の住所について登記義務を免除するものではなく、登記が必要であることに変わりはない。代表取締役等の住所に変更が生じた場合にも、これまでと同様、その旨の登記の申請をする必要がある<sup>22</sup>。

## (2) 登記官の判断

登記官は、本措置の申出があった場合、当該申出が適当と認めるときは本措置を講ずるものとされている(同条 2 項)。もっとも、この「適当と認める」か否かの判断は、必要な書面が添付されるなど、規定された要件を満たしているかという観点から行われるものであり、登記官による恣意的な運用は想定されていない<sup>23</sup>。

なお、登記官は、本措置を講じる際に必要があると認めるときは、代表取締役等に出頭を求め、質問し、または文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる(同条 6 項)。

<sup>16</sup> この書面を添付させることとした趣旨は、消費者被害対策として、会社の実質的支配者が本来の行為者である場合において、被害者等がその責任を追及することを可能とするためである(パブコメ回答 No.15)。この書面を閲覧することについて法律上の利害関係を有する者は、利害関係を有する部分を登記簿の附属書類として閲覧すること(上記 II.2 参照)が可能である(パブコメ回答 No.15、21、26)。

<sup>18</sup> 本措置を講じることにより株式会社の取引等に支障が生じることも考えられ(下記 V.を参照)、本措置を講じるか否かについては、株式会社自身によって判断することが相当であると考えられたためである(パブコメ回答 No.45)。

<sup>19</sup> パブコメ回答 No.12 では、株式会社以外の法人も含めた対象の拡大について、施行状況も勘案しながら引き続き検討していく旨が述べられている。

<sup>20</sup> パブコメ回答 No.25。

<sup>21</sup> パブコメ回答 No.6、36。

<sup>22</sup> パブコメ回答 No.2。

<sup>23</sup> パブコメ回答 No.14。

## 2. 本措置が講じられた場合の取扱い

### (1) 住所の一部の非表示

本措置が講じられた場合、登記事項証明書等では、代表取締役等の住所が最小の行政区画まで記載される<sup>24</sup>(下図を参照)。言い換えれば、**本措置を講じた場合でも、市区町村(東京都においては特別区、指定都市においては区)までは記載されるのであり、住所の全てが記載されなくなるわけではない。**

(図)登記事項の表示のイメージ

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎
	代表取締役	甲 野 太 郎
	監査役	乙 野 次 郎

↓

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎
	代表取締役	甲 野 太 郎
	監査役	乙 野 次 郎

(出典)法務省ホームページ・前掲(注1)

### (2) 同一の住所の登記申請における本措置の継続

本措置が講じられている株式会社の登記の申請があった場合において、本措置が講じられている代表取締役等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表取締役等の住所につき、引き続き本措置を講ずるものとされる(同条3項)。

### (3) 利害関係者による閲覧

上記 II.2 のとおり、登記簿の附属書類については閲覧請求の制度があるが、この制度は、本措置の下でも利用できる。すなわち、本措置が講じられている場合でも、代表取締役等の住所が記載された附属書類を閲覧することについて法律上の利害関係を有する者は、その申請をして閲覧することにより、代表取締役

<sup>24</sup> パブコメ回答 No.42 では、行政区画までを表示する趣旨として、「行政区画を表示することにより、会社の事務所がないときの会社の普通籍が明らかになるとともに、代表取締役等の特定に資する」ことが説明されている。

等の住所を、番地等を含めて確認することが可能である<sup>25</sup>。

### 3. 本措置の終了

登記官は、以下の場合には、現に効力を有する(または閉鎖時に現に効力を有していた)登記事項について、本措置を終了させる(同条4項)。

- (i) 本措置が講じられた株式会社から本措置を希望しない旨の申出があったとき。
- (ii) 本措置が講じられた株式会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき<sup>26</sup>、または上場会社であった当該株式会社が上場会社でなくなったと認められるとき<sup>27</sup>(当該株式会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。)
- (iii) 本措置が講じられた株式会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき(当該株式会社から当該事由がある旨の申出があった場合を除く。)<sup>28</sup>。

上記のうち(i)は、株式会社が自ら本措置の終了の希望を申し出る場合であるが、この申出は、本措置を講じる場合の申出(上記1(1))とは異なり、何らかの登記申請と同時である必要はなく、申出のみ単独で行うことができる。申出書には、本措置を希望しない代表取締役等の氏名・住所を記載し、当該株式会社が登記所に提出している印鑑を押印する(5項)。

本措置の終了に際しても、登記官は、代表取締役等に対し必要な情報の提供を求めることができる(同条6項)。

## V. 実務への影響

本措置を講じることにより、代表取締役等の住所が登記により一般に公示されることを防ぐことができるため、代表取締役等の個人情報・プライバシーの保護につながり、自宅の住所の公示に抵抗感を抱いていた者を含め、起業が促進されるものと期待される。日本に子会社を設立しようとする外国企業にとっても、それを後押しする契機となる可能性がある。

その一方で、本措置の対象は限定的であるという点にも留意する必要がある。本措置を利用できる法人形態は株式会社のみであるため、近時増加している合同会社等の法人形態では本措置を利用できない。新規に法人を設立する場合で、本措置を利用したいと考えるならば、法人形態としては株式会社を選択するほかない。また、過去に登記された住所は本措置の対象とならず、そのまま公示され続けるため、プライバシー保護といっても、その対象は本省令の施行後に登記される住所に限定される。

<sup>25</sup> パブコメ回答 No.8、13。

<sup>26</sup> 第三者からの情報提供を契機として登記官が本措置を終了することも想定されるが、具体的な判断基準等は、今後、通達により明らかにされる予定である(パブコメ回答 No.32、38)。

<sup>27</sup> 上場会社でなくなった場合、金融商品取引所を通じた会社情報の公開が担保されないことから、終了事由とされている。なお、上場会社であっても、上場会社以外の株式会社の場合に添付すべき書面を添付して本措置の申出をすることは可能である。また、例えば上場廃止前に当該書面を添付した上で本措置の申出がなされた場合に本措置を継続する運用なども検討されており、今後、通達で明らかにされる予定である(パブコメ回答 No.43)。

<sup>28</sup> この(iii)の事由は、本件意見募集に付された本省令の案には規定されていなかったが、本件意見募集において、実務上、株式会社の清算結了後に財産が発見された等の理由から清算手続をやり直す必要が生じた場合に、閉鎖された登記記録に本措置が講じられたままでは、清算手続のやり直し等に支障が生じかねないとの指摘があったため、追加されたものである(パブコメ回答 No.17を参照)。

本措置を講じた株式会社にとっても、取引関係において契約締結時や取引実行時に準備すべき書類につき一定の影響が生じる可能性がある。具体的には、本措置が講じられた場合、代表取締役等の住所の全体を登記事項証明書等により証明することができなくなる<sup>29</sup>ため、株式会社が金融機関から融資を受けるに際して不都合が生じたり、不動産取引等に際して必要な書類(株式会社の印鑑証明書等)が増えたりする可能性があるとの指摘がなされている<sup>30</sup>。株式会社としては、本措置の申出をする前に、このような影響があり得ることを認識・検討しておく必要がある。

また、本措置が講じられた場合、訴訟を提起する等の目的で代表取締役等の住所の全体を確認しようとする者は、住所が記載された附属書類の閲覧請求(上記Ⅱ.2)を行うことになると考えられるが、従来は登記事項証明書等の交付を受けるだけで確認できたことに比べれば、負担となるであろう。

以上のように、本措置は、プライバシー保護や起業の促進という観点では一定の意義があるが、利用できる場面が一定の登記申請時に限られ、代表取締役等の住所の全体を確認するためには別途附属書類の閲覧請求が必要になる等、実務上留意すべき点も多い。今後、本措置に関する法務省の通達が発せられる予定であるが、その内容も含め、本措置がどのように運用されていくのか注目される。

以 上

---

<sup>29</sup> 本措置が講じられた登記に係る株式会社が自社の登記事項証明書等の交付を請求した場合でも、本措置が講じられた(代表取締役等の住所の一部が表示されていない)状態の登記事項証明書等が交付されることになる(パブコメ回答 No.16、35 を参照)。

<sup>30</sup> 前掲(注1)参照。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 盛里 吉博 ([yoshihiro.morisato@amt-law.com](mailto:yoshihiro.morisato@amt-law.com))  
弁護士 野村 直弘 ([naohiro.nomura@amt-law.com](mailto:naohiro.nomura@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)